

新潟県病院局管理規程第17号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
（現金等の保管方法）			（現金等の保管方法）		
第18条 企業出納員は、その保管に係る現金及び有価証券を局本庁又は施設内に設備された金庫等に入れて厳重に保管しなければならない。ただし、出納店又は収納店との契約に基づき、夜間金庫その他の方法により現金の保管を依頼する場合においては、この限りでない。			第18条 企業出納員は、その保管に係る現金、小切手帳及び有価証券を局本庁又は施設内に設備された金庫等に入れて厳重に保管しなければならない。ただし、出納店又は収納店との契約に基づき、夜間金庫その他の方法により現金の保管を依頼する場合においては、この限りでない。		
（証券納付）			（証券納付）		
第37条 （略）			第37条 （略）		
2 （略）			2 （略）		
3 削除			3 企業出納員、現金取扱員、出納店及び収納店は、第 1 項第 1 号に規定する小切手であつても、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。		
第77条 削除			<u>（隔地払）</u> 第77条 局本庁の企業出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするとき又は経費の性質上前 3 条の方法により難いときは、出納店に資金を交付して送金の手続をさせることができる。		
（資金の交付）			（資金の交付）		
第78条 局本庁の企業出納員は、前 2 条の規定により出納店に資金を交付するときは、支払依頼兼通知書を作成して交付しなければならない。			第78条 局本庁の企業出納員は、前 3 条の規定により出納店に資金を交付するときは、支払依頼兼通知書を作成して交付しなければならない。		
2 （略）			2 （略）		

(企業出納員の印鑑通知)

第81条 局本庁の企業出納員は、支払依頼兼通知書又はその他の通知書に押印された印影の照合に供するため、その職印、私印及び第6条第3項及び第4項に定める者の私印を出納店所定の印鑑通知表によりあらかじめ出納店に通知しなければならない。

第82条 削除

(企業出納員の印鑑通知)

第81条 局本庁の企業出納員は、小切手その他の通知書に押印された印影の照合に供するため、その職印、私印及び第6条第3項及び第4項に定める者の私印を出納店所定の印鑑通知表によりあらかじめ出納店に通知しなければならない。

(振出日付から1年経過後の小切手の処理)

第82条 局本庁の企業出納員は、出納店に対し交付した資金のうち資金交付の日から1年を経過しまだ支払を終わらない資金があるときは、出納店から支払期間経過通知書兼交付資金返納書を提出させて確認し、収支命令職員に対しその旨を通知しなければならない。

2 収支命令職員は、前項の通知を受けたときは、速やかに調定しなければならない。

(小切手の亡失等による請求)

第83条 振出日付から1年未満の小切手を亡失した者は、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)の規定により有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して、局本庁の企業出納員に支払の請求をすることができる。

2 振出日付から1年未満の小切手を汚損し、又は損傷したため出納店において支払の拒絶を受けた者は、当該小切手の未払証明書の発行を受け、これに当該小切手を添付し、局本庁の企業出納員に支払の請求をすることができる。

3 局本庁の企業出納員は、前2項の規定による請求があつたときは、これを調査し、受取人に対し小切手振出済証明書を交付しなければならない。

4 受取人は、前項の小切手振出済証明書により出納店に支払の請求をすることができる。

(小切手の償還等)

第84条 小切手の所持人は、小切手振出日付から1年経過後の小切手により償還を受けようとするときは、償還請求書にその小切手を添付して局本庁の企業出納員に請求しなければならない。

(支払の証拠書類) 第113条 支払の証拠書類は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 払込払及び口座振替払の資金交付に係る出納店の資金受取書 (3) (略) (契約保証金) 第186条 (略) 2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 (1)～(2) (略) (3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証 (4) (略) 3・4 (略) (入札保証金) 第196条 (略) 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 (1)～(2) (略) (3) 金融機関の保証	2 局本庁の企業出納員は、前項の規定による請求があつたときは、収支命令職員にその旨を通知しなければならない。 3 収支命令職員は、前項の規定による通知があつたときは、速やかに支出の手續をとらなければならない。 4 前3項の規定は、局本庁の企業出納員が第77条の規定により隔地払に係る資金を出納店に交付した場合において、資金交付の日から1年を経過してまだ支払を受けない債権者の支払の請求について準用する。 (支払の証拠書類) 第113条 支払の証拠書類は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 直接払に係る債権者の領収書 (3) 払込払、口座振替払及び隔地払の資金交付に係る出納店の資金受取書 (4) (略) (契約保証金) 第186条 (略) 2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 (1)～(2) (略) (3) 金融機関の保証 (4) (略) 3・4 (略) (入札保証金) 第196条 (略) 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 (1)～(2) (略) (3) 金融機関の保証
--	--

(4) (略) 3 (略) (入札の方法) 第201条 (略) 2・3 (略) 4 <u>第1項又は第2項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。</u>	(4) (略) 3 (略) (入札の方法) 第201条 (略) 2・3 (略) (電子入札) 第201条の2 (略) 2 前項の規定による電子入札に係る入札保証金は、書留郵便(財産売払いシステムによる入札の場合)であっては、病院局長が別に定める方法で提出しなければならない。 (指名競争入札の方法) 第212条 (略) <u>2 前項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)
--	---

別表第 4 (第12条関係)

資 産

固定資産 (略)

流動資産

款	項	目	節	コード番号	備考
現金預金					現金及び預金
	現金			08020202	通貨、収入として納付され手 許に保管中の <u>国債及び地方債</u> 並びに <u>国債地方債</u> の利札

別表第 4 (第12条関係)

資 産

固定資産 (略)

流動資産

款	項	目	節	コード番号	備考
現金預金					現金及び預金
	現金			08020202	通貨、収入として納付され手 許に保管中の <u>小切手及び国債、地方債並びに国債地方債</u> の利札

附 則

この規程は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

